



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社早稲田学習研究会
代 表 者 名 代表取締役会長 吉原 俊夫
(コード番号 5869 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役管理部長 山崎 晴也
電 話 0276-40-1395

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	2025 年 6 月 30 日
(2) 処分する株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 7,100 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,040 円
(4) 処 分 総 額	7,384,000 円
(5) 処分先及びその人 数並びに処分する 株 式 の 数	当社の従業員 7 名 7,100株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年3月24日開催の取締役会において、2026年3月期における当社業務に対する貢献度その他の事情を加味したうえで、対象となる当社従業員（以下「対象従業員」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上に向けたより一層のインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的に、対象従業員を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、2025年3月期における当社業務に対して著しく貢献した社員に報いることを目的として、対象従業員のうち一部の従業員（以下「特定対象従業員」といいます。）について、2025年3月期における当社業務に対する貢献度その他の事情を加味したうえで当社普通株式を付与し、2026年3月期以降も同様とするとともに、その他の対象従業員については、2026年3月期以降の各事業年度における当社業務に対する貢献度その他の事情を加味したうえで、本制度に基づき当社普通株式を付与するよう本制度の内容を一部変更することを決議しました。

当社は、本制度に基づき、特定対象従業員に対し、金銭報酬債権合計 7,384,000 円を付与すること、及び当該金銭報酬債権の現物出資により普通株式 7,100 株を割当てることといたしました。

本自己株式処分においては、割当予定先である特定対象従業員が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。本自己株式処分に当たっては、当社と特定対象従業員との間において、下記 3. の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

特定対象従業員は、2025年6月30日（以下「本払込期日」という。）から2035年6月30日までの間本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という。）をすることができないものとする（以下「本譲渡制限」という。）。ただし、本制度の趣旨に鑑み、特定対象従業員の付与時点での定年までの年数その他の個別事情を加味のうえ、譲渡制限期間に関して別途の期間を取締役会において決定することは妨げられない。

特定対象従業員は、譲渡制限期間中、付与を受けた本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

特定対象従業員が本払込期日から各本割当契約に定める期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 退任時または退職時の取扱い

特定対象従業員が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任又は退職した場合には、特定対象従業員の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

特定対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本株式の全部を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（120）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）に、当該組織再編等の承認時点において特定対象従業員が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、特定対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各特定対象従業員が保有する本株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、特定対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である特定対象従業員に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第34期事業年度の報

酬として支給された金銭債権を現物出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年5月14日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である1,040円としていることから、合理的で、また、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上